

保護者の皆様へ

学校長

児童・生徒が学校感染症にかかった場合は、学校保健安全法第 19 条により医師が感染の恐れがないと認めるまで、出席停止をさせることができるようになっております。このため、登校するときは、右の証明書を学校に提出してください。保護者のみの受診で証明書を発行していただくことはできません。

学校感染症名		登校停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎(ポリオ)、ジフテリア、SARS、鳥インフルエンザ (H5N1)、鳥インフルエンザ (H7N9)、中東呼吸器症候群 (MERS)、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症	治癒するまで
	インフルエンザ (鳥インフルエンザ (H5N1、H7N9) を除く)	発症後 5 日 (発熱の翌日を 1 日目として) を経過し、かつ解熱後 2 日 (幼児は 3 日) を経過するまで
第二種	百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで
	麻疹 (はしか)	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
	風しん (三日ばしか)	発しんが消失するまで
	水痘 (みずぼうそう)	全ての発しんがかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱 (プール熱)	主要症状が消退後 2 日を経過するまで
	結核	病状により学校医・その他の医師において感染のおそれがないと認められるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症 (溶連菌感染症、マイコプラズマ感染症、感染性胃腸炎他)	病状により学校医・その他の医師において登校に支障なしと認められるまで。学校医・主治医が認めた場合は証明書の提出は不要。

登校・登園許可証明書

学校名

年 組 氏 名

※この枠内は保護者の方がご記入下さい

《病名》 下記のうち該当するものを丸で囲んでください

第一種感染症 (病名)

- 第二種感染症
- インフルエンザ
 - 麻疹
 - 風しん
 - 咽頭結膜熱
 - 髄膜炎菌性髄膜炎
 - 百日咳
 - 流行性耳下腺炎
 - 水痘
 - 結核

第三種感染症 (病名)

本日の診察の結果、上記疾病は、(治癒 ・ 軽快) しましたので、平成 年 月 日 から登校・登園を許可します。

平成 年 月 日

医療機関住所

医療機関名

医師氏名

印

切り取って提出してください